

介護（予防）通所リハビリテーション

運 営 規 定

介護老人保健施設
愛・ライフ内牧

令和 8 年 10 月 1 日

介護老人保健施設 愛・ライフ内牧 介護（予防）通所リハビリテーション事業所

運 営 規 程

【運営規程設置の趣旨】

第1条 医療法人社団坂梨会が実施する、介護老人保健施設 愛・ライフ内牧（以下「当施設」という。）において実施する介護（予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

【事業の目的】

第2条

介護（予防）通所リハビリテーションは、要支援1または、要支援2、要介護1～5と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護（予防）通所リハビリテーション計画をたて実施し、利用者の心身の能力維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または、向上を目指すことを目的とします。

【事業の方針】

第3条

- 1・当施設では、介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い利用者の心身の機能維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2・当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3・当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村の密接な連携を図り、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 4・当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 5・サービス提供にあたっては、新切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

【施設の名称及び所在地等】

第4条 当施設の名称及び所在地等は次のとおりとします。

- (1) 施設名・・・介護老人保健施設 愛・ライフ内牧
介護（予防）通所リハビリテーション事業
- (2) 所在地・・・熊本県阿蘇市内牧 1105-1
- (3) 電話番号・・・(0967) 32-5511
- (4) F A X 番号・・・(0967) 32-5321
- (5) 管理者・・・介護老人保健施設 愛・ライフ内牧 施設長 高森 博照
- (6) 開設年月日 平成 9 年 4 月 4 日 (定員 20 名)
 平成 13 年 2 月 1 日 (定員 50 名)
 平成 15 年 4 月 1 日 (定員 60 名)
 平成 21 年 4 月 1 日 (定員 50 名)
 平成 21 年 7 月 1 日 (定員 60 名)
 平成 22 年 5 月 1 日 (定員 70 名)
 平成 28 年 1 月 1 日 (定員 90 名)
 平成 29 年 4 月 1 日 (定員 80 名)
- (7) 介護保険指定番号 43－5－2780029

【従業者の職種、員数】

第5条 当施設の従業者の職種、員数は次のとおりであり、必置職員については法令の定めるところによります。

- | | 必置職員 |
|-----------------------|-------------|
| (1) 医師 | 1.0 名（兼任） |
| (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1.0 名（兼任）以上 |
| (3) 看護職員 | 1.0 名以上 |
| (4) 介護職員 | 8.0 名以上 |
| (5) その他の職員（定数外） | 管理栄養士 |

【従業員の職務内容】

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は次のとおりとします。

- (1) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- (2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、介護（予防）通所リハビリテーション利用者に対し、介護（予防）通所リハビリテーション計画の作成・変更を医師、その他の従業者と共同して行うほか、機能訓練・作業療法・言語訓練の実施に際し指導を行います。又、その必要に応じて利用者の自宅に赴くことがあります。

- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画及び介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- (5) 通所リハビリテーションの職員は、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、レクリエーション等の計画指導を行い、市町村との連携を図るほか、ボランティアの指導を行います。
- (6) 栄養管理士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行います。

【営業日及び営業時間】

第7条 介護（予防）通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとします。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間（祝祭日を含む）を営業日とします。但し、12月31日より1月3日の4日間は除きます。
- (2) 午前9時30分より午後4時までの2時間以上6時間未満とします。（送迎時間は含みません。）
- (3) 午後4時から午後5時までサービスを提供した場合は、自費（延長サービス）で500円をいただきます。（介護通所リハビリのみ）
- (4) 午後5時から午後6時までにサービスを提供した場合は7時間以上8時間未満を算定します。（介護通所リハビリのみ）

【利用定員】

第8条 介護（予防）通所リハビリテーションの利用定員数は1単位80名です。

【介護（予防）通所リハビリテーションの内容】

第9条

- 1・ 介護（予防）通所リハビリテーションは、医師、理学療法士・作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なりハビリテーションを行います。
- 2・ 介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施します。
- 3・ 介護（予防）通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施します。

【利用者負担の額】

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとします。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受けます。
- (2) 食費、訓練材料代。

【通常の事業実施範囲】

第11条 通常の事業実施地域は以下の町村です。

阿蘇市、小国町、南小国町

但し、上記以外の市町村については別途料金を戴くこともあります。

【施設の利用に当たっての留意事項】

第12条 介護（予防）通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下の通りとします。

○面会…午前10時より午後3時までとします。玄関のご面会名簿にご記入ください。

○飲酒・喫煙…飲酒については禁止。喫煙は指定された場所以外は禁止します。

○火気の取り扱い…ひとりで取り扱うことは禁止します。

○設備・備品の利用…無断で設備・備品の位置を変えることは禁止します。

○所持品・備品の持ち込み…必要最小限の物に限ります。

○金銭・貴重品の管理…多額の現金を持ち歩くことは避け、事務室に預けてください。また、高価な貴重品は持ち込まないで下さい。

○ペットの持ち込み…施設内への持ち込みは禁止します。

○利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

○他利用者への迷惑行為は禁止します。

【非常災害対策】

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てます。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- (4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……………随時

- (5) 火災発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たさせます。
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

【職員の服務規律】

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念し、服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意することとします。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇することとします。
- (2) 常に健康に留意、明朗な態度を失わないよう心掛けます。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けます。

【職員の質の確保】

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

【職員の勤務条件】

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団坂梨会の就業規則によります。

【職員の健康管理】

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断の受診を義務とします。
但し、夜間勤務に従事するものは、年2回の健康診断の受診を義務とします。

【衛生管理】

第18条

- 1・通所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行います。
- 2・食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行います。
- 3・栄養士、調理師等厨房勤務者は月1回、検便を義務とします。
- 4・定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。

【ハラスメント防止対策】

第19条

1 ハラスメントの禁止及び適切なサービスの確保

- (1) 通所リハビリテーションは、良質かつ安全な介護サービスを提供するため、利用者又はその家族等（以下「利用者等」という。）による職員に対するカスタマーハラスメント（社会通念防止に努めるものとする）
- (2) 利用者等は、通所リハビリテーションを利用するにあたり、職員に対して次にあげる行為を行ってはならない。
 - ① 暴行、障害、脅迫、威圧的な言動、侮辱、大声、暴言その他訪問介護員の人格を傷つけ、又は精神的苦痛を与える行為（カスタマーハラスメント）
 - ② 不当な金品の要求、著しく不合理な介護サービスの要求、そのほか社会通念上相当な範囲を超える過度の要求
 - ③ みだりに職員を拘束する行為、執拗な対応の強要、又は同様の苦情・要求の過度な繰り返しにより業務を妨害する行為
 - ④ わいせつな言動、身体への接触、盗撮、そのほか性的な不快感を与える行為（セクシャルハラスメント）
 - ⑤ 職員の個人情報インターネット、SNS 等へ掲載し又は誹謗中傷する行為

2 ハラスメント発生時の措置及び契約の解除

- (1) 通所リハビリテーションは、前条第2項に規定する行為（以下「ハラスメント行為」という）が認められた場合、又はその恐れがある場合は、速やかに組織的に対応し、利用者に対して口頭又は書面により必要な警告、又は是正の申し入れを行う。
- (2) 前項の警告又は申し入れにもかかわらず、ハラスメント行為が改善されない場合、又はハラスメント行為が重大であり安全な介護サービスの継続が著しく困難であると判断される場合は、通所リハビリテーションは介護保険法等に定める「サービス提供を拒むことができる正当な理由」があるものとして、直ちに介護サービスの提供を中止し、又は利用契約を解除することができる。
- (3) 前項に基づき介護サービスの提供を中止または契約を解除する場合、事業所は地域の介護支援専門員（ケアマネジャー）や保険者（自治体）等と密に連携し、利用者の不利益を最小限に抑えるための必要な措置（他事業所の紹介等）を講じるよう努めるものとする。

【虐待防止に関する事項】

第20条

- 1 施設は利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の実施
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、介護保険施設サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

【身体の拘束等】

第21条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載します。また、事前または事後速やかに、利用者のご家族に対し十分に説明し、同意を得ることとします。

【個人情報保護および守秘義務】

第22条 施設職員および当施設に出入りする業者・ボランティア等に対して、施設と関係がなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行います。但し、施設職員が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとします。

【記 録】

第23条

- 1・当施設は、利用者の通所リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。（診療記録についても、5年間保管します。）
- 2・当施設は、利用者が前項記録の閲覧・謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

【その他運営に関する重要事項】

第24条

- 1・地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を越えて利用させません。
- 2・運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示します。
- 3・介護（予防）通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めない運営に関する重要事項については、医療法人社団坂梨会の理事会において定めるものとします。

付則

この運営規程は、平成12年 4月 4日より施行する。

平成13年	2月	1日改訂
平成14年	9月	1日改訂
平成15年	4月	1日改訂
平成16年	10月	1日改訂
平成17年	5月16日	改訂
平成17年	6月	1日改訂
平成18年	4月	1日改訂
平成18年	11月	1日改訂
平成19年	8月	1日改訂
平成21年	4月	1日改訂
平成21年	7月	1日改訂
平成22年	5月	1日改訂
平成24年	4月	1日改訂
平成25年	8月20日	改訂
平成26年	4月	1日改訂
平成27年	4月	1日改訂
平成27年	8月	1日改訂
平成28年	1月	1日改訂
平成28年	12月	1日改訂
平成29年	4月	1日改訂
平成30年	4月	1日改訂
令和 1年	10月	1日改訂
令和 3年	4月	1日改訂
令和 4年	12月	1日改訂
令和 5年	5月	1日改訂
令和 8年	10月	1日改訂